

## 天理大学における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン

(目的)

1. このガイドラインは、本大学（附属施設を含む。以下同じ。）における公的研究費の取り扱いに関し、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）及び同ガイドラインの改正（令和3年2月1日改正）等に基づき、公正かつ適正に取り扱うための基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

2. このガイドラインにおいて「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関（以下「配分機関」という。）の審査を経て交付される補助金等（競争的研究費）をいう。
- ② このガイドラインにおいて「研究者」とは、研究活動を行う本大学の専任教職員をいう。

### 〔第1節 本大学内の責任体系の明確化〕

(最高管理責任者)

3. 最高管理責任者は、本大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長がその任に当たる。
- ② 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- ③ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、重要事項を審議する理事会や全学協議会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について会議の構成員と議論を深めなければならない。
- ④ 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、さまざまな啓発活動を定期的に行い、公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

4. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理及び運用について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長のうちの学長の指名する者がその任に当たる。なお、副学長を置かない場合は、学部長の中から学長が指名する者とする。
- ② 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な計画を策定し、実施する。また、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者・副責任者)

5. コンプライアンス推進責任者は、各部局における公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各学部長、大学院研究科長、附属施設長及び事務局長がその任に当たる。また、統括管理責任者の指示のもと、コンプライアンス教育の受講管理及び不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動の定期的な実施並びに公的研究費の管理・執行のモニタリング及び改善指導を推進する責任者も兼ねる。
- ② コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者へ公的研究費の管理及び執行の情報を着実に伝達する責任と権限を持つものとし、学長室長、庶務部長及び学務部長がその任に当たる。

(事務・会計管理責任者等)

6. 事務管理責任者は、公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持ち、学務部長がその任に当たる。
- ② 会計管理責任者は、公的研究費の管理及び会計（出納）に関する実質的な責任と権限を持ち、庶務部長がその任に当たる。
- ③ 担当責任者は、公的研究費に関する事務全般を監督するものと、公的研究費の執行を監督するものとし、教育研究支援課長及び会計課長がそれぞれその任に当たる。
- ④ 事務処理担当者は、公的研究費に関する事務全般及び会計処理等を実質的・直接的に担当するものとし別に定める職員〔別表〕Ⅱがその任に当たる。

(監事)

7. 監事は、不正防止に関する内部統制の整備や運用状況を本大学全体の観点から確認する。特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等によって明らかになった不正発生要因が、不正防止計画に反映され、また、その計画が適切に実施されているかを確認するとともに、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

(監査責任者)

8. 監査責任者は、公的研究費の監査、モニタリング及びコンプライアンス教育の推進状況を監督するものとし、監査室長がこの任に当たる。

(研究者及び事務職員の責務)

9. 個々の研究者及び事務職員は、公的研究費による研究の実施にあたって、このガイドライン及び関係法令を遵守するとともに、別に定める「天理大学研究者等の行動規範」にしたがい、誠実にそれぞれの業務を遂行しなければならない。

## 〔第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備〕

(コンプライアンス教育及び啓発活動の実施)

10. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、不正防止の意識の浸透を図るため、研究者及び公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員に対して公的研究費のコンプライアンス教育を定期的に企画実施するものとする。また、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施し、公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員に対する行動規範を策定する。
- ② 研究者及び公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員は、コンプライアンス教育を受講するとともに、誓約書を提出しなければならない。
- ③ コンプライアンス教育の受講歴がない者及び誓約書を提出していない者は、公的研究費を申請することはできない。

(ルール of 明確化・統一化)

11. 統括管理責任者及び事務・会計管理責任者は、公的研究費に係る事務手続き等に関して必要な事項を定め、ガイドブックを作成するなど、その運用が明確かつ統一的になるよう図らなければならない。
12. 研究者は、公的研究費により謝金や旅費等の支給を受ける学生等に対しても、学内規程等のルールの周知を徹底する。

(事務処理手続きに関する相談窓口)

13. 教育研究支援課は、公的研究費に関する事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口となり、効率的な研究遂行を適切に支援する。

(職務権限)

14. 公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限は、このガイドラインの定めによるほか、「学校法人天理大学文書取扱規程」「学校法人天理大学規程管理規程」「学校法人天理大学事務組織規程」等、関係規程の定めによる。

② 公的研究費の執行に関しては、「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する実施体制」[別表]により、適正な執行及び効率的な研究遂行を図る。

(告発等窓口)

15. 本大学における公的研究費に関する不正行為の疑義に関する告発及び不正行為に関する相談(以下「告発及び相談」という。)に対応するため、学長室企画課に受付窓口を設置し、学長室長が担当責任者として、その任に当たる。

(告発及び相談等)

16. 学長室長は、告発及び相談を受けたときは、最高管理責任者又は統括管理責任者に報告する。

② 統括管理責任者は、必要に応じ当該研究分野にかかわる者及び事務・会計管理責任者又は担当責任者とともに、調査の必要性の予備的な調査を行い、その結果により採択するか否かを判断し、採否について受付窓口をとおして告発者及び相談者に通知するものとする。

③ 統括管理責任者は、前項の状況を速やかに最高管理責任者へ報告しなければならない。

④ 統括管理責任者は、調査が必要と判断したときは、調査対象者の所属するコンプライアンス推進責任者に通知するとともに、最高管理責任者に調査委員会の設置を求める。

(不正行為に係る調査)

17. 最高管理責任者は、統括管理責任者より調査委員会設置の求めがあったときは、「天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」(以下「不正行為の防止に関する規程」という。)に基づき、本大学に調査委員会を置く。

② 最高管理責任者は、調査対象が特定不正行為又は公的研究費の取扱いに係る不正行為の疑義にかかわる場合には、調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議しなければならない。

(不正行為に係る懲戒)

18. 最高管理責任者は、前条の調査委員会の報告に基づき、不正行為を認定したときは、その事実及び内容を理事長に報告し、不正が認定された調査対象者の処分については学内の定められた諸手続きを経て、「学校法人天理大学就業規則」により理事長が決定する。なお、調査結果については公表し、再発防止に努める。ただし、不正が認定された調査対象者に本大学の学生等が含まれる場合は、その学生等に対しては、「天理大学学則」及びその他学内諸規程にしたがって、学長が処分を科すものとする。

### 〔第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施〕

(不正防止計画)

19. 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関して不正の発生する要因を把握し、不正防止計画を策定及び実施する。

② 前項の不正防止計画は定期的に見直すものとする。

(不正防止計画の推進)

20. 公的研究費の不正使用防止に関する諸施策の推進は、教育研究支援課が担当し、統括管理責任者とともに、各部局等との連携のもと、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証
- (2) 公的研究費にかかわる不正発生要因の排除並びに改善策の策定及び実施
- (3) 監事や内部監査室との情報共有並びに不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況についての意見交換
- (4) その他、不正防止計画の推進に関して必要な事項についての検討

#### 〔第4節 公的研究費の適正な運営・管理活動〕

(関連法令等の遵守)

21. 公的研究費の運営・管理は、関連法令及び関係規程等の定めにより、公正かつ適正に実施されなければならない。

(適正な予算執行管理)

22. コンプライアンス推進責任者及び事務・会計管理責任者は、定期的に予算執行状況を把握するとともに、研究計画の遂行状況を確認し、適宜必要な措置を講じなければならない。

② 物品購入、出張旅費及び謝金等の支出は、学校法人天理大学「経理規程」、「天理大学科学研究費助成事業事務取扱に関する内規」(以下「事務取扱内規」という。)等にしたいが、適正に執行されなければならない。

③ コンプライアンス推進責任者及び事務・会計管理責任者は、納品検収及び謝金対象者の勤務実態の確認等、公的研究費の管理体制を整備し、検証を行わなければならない。

(発注)

23. 公的研究費で物品を購入する場合は、その発注方法等が公正に行われることを担保するために、発注窓口を設け、発注担当者が物品の発注を行うことを原則とする。ただし、事務取扱内規第8条第3項第4号に定める消耗品については、この限りではない。

(納品検収)

24. 購入物品の納品検収を確実にを行うため、納品検収窓口を設け、検収担当者を配置する。

② 検収担当者は、証憑書類等と現物を照合のうえ、証憑書類等に所定の検収印を押印しなければならない。

③ 業務委託する特殊な役務(プログラム開発、デジタルコンテンツ作成、機器の保守点検及び発送代行業務等)のように、容易に納品状態が把握しにくいものについては、原則として委託業者と契約を結ぶとともに、完成内容報告書等の提出を義務付ける。

④ 検収担当者のみでは納品状態が把握できない場合は、発注者以外の知識を有する者に検収の協力を依頼する。

⑤ 購入物品の納品先は、原則納品検収窓口とする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りではない。

(取引業者等について)

25. 取引件数又は金額が多い公的研究費にかかわる取引業者(ECサイトによる販売業者や特定の担当者がいない業者等は除くことができる。)に対して誓約書の提出を義務付けるとともに、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、最高管理責任者は、不正行為の防止に関する規程に基づき、契約解除又は一定期間取引停止等の措置を講じることができる。

(出張状況の把握)

26. 出張者の研究計画の実行状況等を把握するために、教育研究支援課は、当該研究者に必要な書類の提出を求め、出張の実態を確認する。

(非常勤雇用者の勤務実態の把握)

27. 非常勤雇用者の勤務状況を把握するために、その出勤簿を、人間学部、文学部、国際学部、大学院宗教文化研究科及び大学院臨床人間学研究科にあつては教育研究支援課に、体育学部及び大学院体育学研究科にあつては田井庄事務室に、附属施設にあつては各施設の事務室にそれぞれ配置し、教育研究支援課、田井庄事務室及び各施設の事務室がそれぞれ出退勤を管理する。

#### 〔第5節 情報発信・共有化の推進〕

(使用ルールに関する相談窓口)

28. 公的研究費の使用ルール等に関しては、教育研究支援課及び附属施設事務室が、学内外から寄せられる相談の窓口となる。

(不正防止の取組の公表)

29. 公的研究費の不正防止の取組に関する本大学の方針等を外部に対しても積極的に公表するよう努める。

#### 〔第6節 モニタリングの在り方〕

(モニタリングの実施)

30. 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者、事務・会計管理責任者及び担当責任者と連携して「天理大学における公的研究費の不正使用防止計画」に基づき、モニタリング調査を実施し、適正な運営を監督しなければならない。

(内部監査)

31. 内部監査室は、「学校法人天理大学内部監査規程」に基づき、公的研究費の運営・管理及び事務の取り扱いなど全般について内部監査を行う

② 内部監査室は、適切な納入状況を把握するため、必要に応じて納品業者に対して調査の依頼をする。

③ 内部監査室は、公認会計士及び監事等と連携をとり、不正発生要因や監査の重点項目について定期的に情報・意見交換を行い、効率的及び効果的かつ多角的な監査を実施しなければならない。

④ 統括管理責任者は、内部監査結果について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用するなどして、本大学全体として同様のリスクが発生しないよう周知徹底しなければならない。

#### 〔第7節 ガイドラインの改廃〕

32. このガイドラインの改廃は、全学協議会の議を経るものとする。

附 則

このガイドラインは、平成23年2月10日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成25年4月9日（全協決定日）から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年5月2日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和4年2月1日から施行する。
- 2 このガイドライン第2節においては、不正行為の防止に関する規程に定めがある場合、それを適用する。

[別表] 「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する実施体制」

I. 管理・責任者

|                |                       |   |
|----------------|-----------------------|---|
| 最高管理責任者        | 学長                    | 本大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。   |
| 統括管理責任者        | 副学長                   | 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理及び運用について全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な計画を策定し、実施する責任を負う。  |
| コンプライアンス推進責任者  | 各学部（研究科）長、事務局長及び附属施設長 | 各部局における公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育の受講管理及び不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動の定期的な実施並びに公的研究費の管理・執行のモニタリング及び改善指導を推進する責任も兼ねる。 |
| コンプライアンス推進副責任者 | 学長室長、庶務部長及び学務部長       | コンプライアンス推進責任者へ公的研究費の管理及び執行の情報を着実に伝達する責任と権限を持つ。  |
| 事務管理責任者        | 学務部長                  | 公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持つ。   |
| 会計管理責任者        | 庶務部長                  | 公的研究費の管理及び会計（出納）に関する実質的な責任と権限を持つ。   |
| 監事             | 監事                    | 不正防止に関する内部統制の整備や運用状況を本大学全体の観点から確認し、モニタリング等によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映され、また、その計画が適切に実施されているかを検証し、最高管理責任者に意見を述べる。                       |
| 監査責任者          | 監査室長                  | 公的研究費の監査に関することを責任担当する。  |
| 担当責任者          | 学長室長                  | 不正行為の疑義に関する告発及び相談窓口を責任担当する。   |
|                | 会計課長                  | 公的研究費の執行を責任担当する。  |
|                | 教育研究支援課長              | 公的研究費に関する事務全般を責任担当する。   |

## II. 事務処理担当者

|          |                                    |                        |
|----------|------------------------------------|------------------------|
| 学内監査担当者  | 内部監査室職員                            | 学内監査及びモニタリング等          |
| 発注担当者    | 庶務課職員                              | 物品の発注窓口等               |
| 検収担当者    | 田井庄事務室職員<br>教育研究支援課職員<br>附属施設事務室職員 | 納品検収窓口等及びアルバイト等勤務実態の把握 |
| 事務手続担当者  | 教育研究支援課職員<br>附属施設事務室職員             | 事務処理手続きの遂行及び相談窓口等      |
| 会計処理担当者  | 会計課職員                              | 公的研究費の管理及び会計（出納）業務等    |
| 告発等窓口担当者 | 企画課職員                              | 不正行為の疑義に関する告発及び相談窓口等   |

## III. 不正行為調査委員会

下記の委員は学長が任命し、委員長は統括管理責任者とする。（注1）

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 統括管理責任者 | 統括管理責任者（副学長）           |
| (2) 本大学教職員  | 本大学の専任教職員 <若干名>        |
| (3) 学外有識者   | 必要に応じて学外の有識者 <若干名>（注2） |

注1：不正行為の防止に関する規程第11条第6項参照

注2：調査対象が特定不正行為の疑義にかかわる場合は、調査委員の半数以上が外部有識者となるよう構成する。